

第7回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第7回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成30年4月25日 午後1時30分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 場案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第7 議案第5号 農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9名）

1番	佐藤 優子君	3番	村上 優司君
4番	浅野 幸喜君	5番	鈴木 和雄君
6番	今野八重子君	7番	木村マリ子君
8番	畑中 圭吾君	9番	岡澤 成治君
10番	渡邊 岳夫君		

遅刻者（1名） 8番 佐々木信吉 農業委員

早退者（0名）

欠席者（1名） 末崎地区 後藤達生 推進委員

事務局出席者

局長	千葉 譲君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 30 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻でありますので、これより第 7 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。寒かったり暖かったりしているうちにゴールデンウィークもすぐ目の前にやってきております。水田作業もこれより田越しが終わり、早い方などは連休中に田植が始まります。昨年は雨が続き、出穂してもなかなか花が咲かなかったりして実が入らないのではないかと心配したのを思い出します。今年は天候に恵まれ豊作になることを願っております。

話は変わりました 3 月の総会でも紹介がありましたが、4 月 13 日の全国農業新聞いわてポラーノの会が女性登用組織参画部門で優秀賞の農林水産大臣賞を受賞したことが載っております。16 年度秋には 13.7% で全国 1 位、17 年度末には新制度に移行した女性農業委員は 2 割になっております。今後の女性の活躍に期待したいところであります。4 月 12 日開催の全国農業大会では全国農業新聞個人の普及部数全国第 5 位で、前会長の鈴木幸雄さん、情報活動功労賞で藤原重信さんが、団体の部では農家戸数対比普及率の部全国第 8 位普及優秀委員会として当農業委員会が表彰されております。総会終了後、特別対策会議がありますが、皆さんも負けずに新聞の普及促進をお願いいたします。本日の会議の進行にご協力をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 9 名であります。遅刻の通告があった農業委員は 8 番佐々木信吉農業委員の 1 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区末崎地域後藤達生農業委員 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉譲君） 近江事務局長の後任の千葉と申します。よろしく申し上げます。それではお手元の資料によりまして行事等経過報告と開催予定を申し上げます。平成 30 年 3 月 27 日から 4 月 25 日までの経過報告並びに 4 月 26 日から 5 月 25 日までの行事等の予定につきましては、お手元の資料のとおりでございます。主なものといたしましては、4 月 12 日に、先ほどの会長のお話しにもありましたが、東京都の椿山荘において全国農業新聞普及優秀農業委員会等表彰及び全国情報会議が開催されました。今回は藤原委員が情報活動功労者表彰を、鈴木前会長が情報活動特別功労賞を受賞されております。また本市農業委員会につきましても全国農業新聞優秀農業委員会に、それから農家戸数対比普及率の部全国第 8 位を受賞しております。4 月 16 日には盛岡市のエスポワールいわてにおいて第 25 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席しております。先月開催の第 6 回総会において許可相当と決しました追認議案 2 件について諮問し、異議なしとされましたので、その後、許可証の交付を行っております。同じく総会で議決をいただきました農業労賃標準額については、4 月 20 日発行の市の広報に掲載いたしております。

また市では農業や地域振興を図るため農業振興地域整備計画を策定しておりますが、見直しに係る農政座談会が本日から5月10日まで、市内8会場で開催されることとなっております。詳しくは別紙のとおりでございますが、農業委員並びに推進委員の皆様にも農林課から近隣会場の座談会への出席依頼が届いておると思っていますので、よろしく願いいたします。なお、本日は出席いたしかねますが、その後の7会場には農業委員会職員も出席することとしております。

次に4月26日以降の行事予定でございますが、明日の26日には大船渡地方農業振興協議会総会が開催され、会長が出席することとしております。5月16日開催予定の第26回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会につきましては、今回は該当案件がないことから欠席の予定としております。5月25日には第8回農業委員会総会をこの場所で開催する予定としておりますし、総会の終了後には農地利用最適化推進活動計画検討会も予定としておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上であります。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。藤原委員。

○7番農業委員（藤原重信君） 11月に新しい委員さんが半数を超える方々が生まれたので、全国農業会議の様子を、この際報告したいなど、そう思うので、ご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。先ほどの報告事項でもありましたけれども、12日から13日にかけて、東京の文京区にある椿山荘というところで毎年行われる全国農業会議主宰の情報会議というものがあるんですが、事務局のお世話をいただきながら、私と前会長の鈴木幸雄さんと細谷補佐と出席をしましてまいりましたが、この情報会議の主なもの、内容は四つございまして、一つは表彰であります。先ほども報告のとおり、それぞれの農業委員会で活動している農業委員会だよりというものも全国農業新聞コンクールというものの表彰の対象になりまして、岩手県の一関の農業委員会が最優秀賞の次の優秀賞を受賞されました。それから全国農業新聞の普及活動の部門では、普及部数の部で一関市が第9位の344部、奥州市が第10位の343部普及活動をしたということで表彰されております。それから農業委員数対比普及率の部では、紫波町農業委員会が、それから農家戸数対比の普及率の部では、先ほど話されたとおり、当市農業委員会が第8位で、普及率が17.43%、176部でした。登壇をして表彰をいただいてまいりました。そういうところであります。それから二つ目は協議というのがございまして、それは全国農業会議所の30年度の方針が説明をされまして、それを協議するといっても、聞くだけの形になるんですが、その内容の一つだけ、それは全国農業新聞の懸案であります。その研修方針が説明されまして、農政、経営、地域、女性と農村、そして生活を重点的に取り組んでいただきたいという説明がございましたし、その普及対象をどのようにということでは認定農業者、担い手、地域集約の関係者、それから農業法人、それから年金加入者、農業関係認定者、それから直接支払制度というのがございまして、それに参加している方々、食育、直売所の関係者に

拡大をしていただきたいという内容の話がございましたし、三つ目は記念講演でした。記念講演は株式会社農業総合研究所の代表取締役の及川社長です。及川さんは和歌山県出身の42歳で技能文化大賞を受けております。事業内容が農家の直売所事業ということで、買取り、委託販売、卸販売を手がけまして、販売拠点は全国のスーパーマーケット185店舗と香港に6店舗構えているということでした。登録生産者数は7,400名だそうであります。いろいろなことがありましたけれども、あとは会社に行っているということで、いろんな話をされたようでもありますけれども、それは割愛させていただきたいと思います。そして四つ目として出席した700名での懇親会がございました。私どものテーブルは宮城県と秋田県と岩手県の出席した方々、岩手からは大船渡市、花巻、一関、大槌、紫波町、矢巾の各農業委員会の方々と県の農業会議の方々でありました。11名であります。それで県の佐々木かずひろ会長と話をしておりましたら、全国農業会議所の二田会長が見えられまして、ご苦労さまですという言葉かけられましたが、名刺交換をいたしまして、県の会長と3人でいろいろ意見交換し、秋田県出身の方でしたから、よく岩手県のこともわかっていまして、いろいろいいお話を聞いてまいりましたし、大船渡から行った委員の一人として任務を果たしてきたつもりであります。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。その他、何か質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には4番中村亨農業委員、5番廣澤恵美農業委員を指名をします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項

の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、申請事由、経営規模拡大のため。使用貸借期間は10年間。受入世帯の稼働人員2人中1人。大型機械は耕耘機1台を所有しております。2番、経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員7人中3人。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。なお、詳細につきましては事前に配付している申請書に記載してあるとおりです。申請の段階で1番について相談を受けておりました、農地中間管理機構を通ず集積もお話ししましたところ、譲渡人が全農地を手放してリタイヤするわけではないので、農地中間管理事業の経営転換協力金を受けることができないということで、手続き、それから更新手続きが簡便な3条を選択するというように決定したということです。私からは以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員からお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について現地調査報告をいたします。20日に現地調査しました。ちょうど鹿対策の網が張られていました。ピーマンの栽培をするそうです。農業に非常に精通でいる方です。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について10番菊地から説明いたします。

議案第1号2番についての調査結果を報告いたします。調査日は4月21日、この場所は震災の被災地で圃場整備したところで、換地をする時に組田にしてありました。申請書にあるとおり、経営規模の拡大のため今回圃場整備の登記が済み申請したというものです。以上で調査の報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員利挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、共同住宅1棟、建築面積237.59㎡、駐車場13台。転用理由、共同住宅を建築し、賃貸料を得て生活の安定を図る。転用基準につきましても、立地基準は第3種農地のため基準を満たしております。一般基準については金融機関からの融資証明書により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第3号の1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。議案第2号の1番について、4月23日に現地調査と聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですけれども、土地の現況は傾斜地の休耕畑でございます。周辺の状況ですけれども申請地の、北側は市道、東側南側は申請者の所有するアパート敷地、西側は休耕畑となっております。申請に至った経緯ですけれども、周囲への影響ですけれども、共同住宅建設による周辺農地への日照の阻害の影響はないものと考えられます。申請地の傾斜の下手側も申請者の所有するアパート敷地となっておりますので、排水による周囲への悪影響もないものと考えられます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許しますが何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第2号の1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は4件で震災関連は1件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、庭敷。転用理由、隣接する渡人所有地と受人所有地との土地の形状が変形であり、利用上の差し障りがあるため直線に整正

したい。2番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積 80.32 m²、駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいにつき当該地へ移転新築したい。次のページをお開きください。3番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積 70.38 m²、駐車場2台。転用理由、津波により自宅が被災し、当該地に自宅を建築し独立したい。4番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積 63.00 m²、駐車場2台。転用理由、現在、アパート住まいのため、当該地を取得し自宅を建築したい。転用基準につきましては、1番と2番につきましては第3種農地に該当し立地基準を満たしております。3番、4番につきましては第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関からの残高証明書、融資証明書等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。調査は4月20日、聞き取り及び現地の確認を行いました。ほとんど休耕地で、一面雑種地になっています。次に申請に至った経緯になりますが、譲受人は現在地に自宅を新築中ですが、この機会に周辺の整備もあわせて行いたいとのことから、隣接する境界が変形していることもあり、利用上、差し障りがあるため、直線になるよう整えたいと協力をお願いし、測量会社にも入ってもらい両名で話し合ったところ合意したことから、変更申請に至ったとのことでありました。なお周囲への影響については特にないものと判断されます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号の2番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号2番について報告します。23日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現状は休耕田となっています。申請地の現況は休耕田となっています。譲受人の小野寺さんは現在、貸家住まいであるため、当該地へ移転新築したいとのことでした。申請地の北側の土地は休耕田で

あり、また排水については申請地に隣接する道路に側溝が設置されているため、周辺農地へ影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番と4番については6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号の3番について、4月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。周辺の状況ですけれども、申請地の北側は譲渡人の所有する茶畑、東側は現在建設中の住宅敷地、となっております。自身では土地を所有していないため、他に住宅を建設できる土地はないということであり、周囲への影響ですけれども、申請地の北側の茶畑は傾斜による高低差があるため、住宅建設による日照の阻害の影響はないものと考えられます。また市道沿いに側溝が整備されているため、排水による影響もないものと考えられます。議案第3号の3番については以上でございます。

続きまして議案第3号の4番につきまして4月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですけれども、土地の現況は草刈りの管理がされた休耕地の更地となっております。周辺の状況ですけれども、申請地の北側は住宅敷地、東側は傾斜の上にある住宅地の法面、南側は砂利で整地された更地、西側は私道になっております。自身では土地を所有していないため、他に住宅を建設できる土地はないということでございます。周囲への影響ですけれども、隣接地農地はないため住宅建設による日照の阻害はなく、私道に側溝も整備されていることから、排水による悪影響もないものと考えられます。議案第3号の4番については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申願出件数は6件で震災関連は4件です。番号、土地、申請人、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、昭和54年に居宅を新築し、爾来居住していたが、東日本大震災により被災し更地となっている。地目が農地であると認識していなかった。2番、農地としての復旧が困難なため申請するもの。3番、東日本大震災による冠水地で、復興関連事業の土砂仮置場として一時転用した際は田として復旧する意向であったが、転用期間中に入院したことから耕作ができなくなり農地としての復旧困難のため申請するもの。次のページをお開きください。4番、東日本大震災の津波で冠水し、その後、瓦礫は撤去されたが農地としての利用は困難であり、現在は更地となっている。東日本大震災以降、農地として維持管理することが困難であると判断したため申請するものである。5番、長年、山林及び宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていた。6番、長年、山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。1番と5番、6番については申請書とともに始末書が提出されております。6番は20年以上ということは、伐採した木の年輪があるわけですが、その年輪で20年以上は確実にあるということでもあります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきまして説明をお願いをいたします。初めに議案第4号1番と2番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 議案第4号の1番について4月23日、申請人からの聞き取りと現地調査の報告をいたします。昭和54年に地目が農地とわからずに自宅を新築し、東日本大震災により被災をし、更地となり雑種地状態となっておりますが、この度、売却するにあたり農地ということがわかったようです。ご本人としても畑

として活用する意思もないようですが、現地に行ったところ一段高くなっており、今後、従前の地目畑として活用するのは難しいと思って見てまいりました。以上でございます。

続きまして議案第4号2番につきまして4月23日、同様に申請人からの聞き取りと現地調査の報告をいたします。震災前に畑として耕作しており、震災後も畑として活用すべく土を入れるなど試みたようですが、ご本人もご高齢であるということ、また海の目の前の土地で冠水した土壌ということもあり、現状雑種地となっており、従前の地目としての利用は難しいものと思って見てまいりました。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について9番熊谷玲子農業委員からお願いいたします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第4号3番についての調査報告をいたします。防潮堤災害復旧工事に係る土砂仮置場としての一時転用でしたが、復旧することが困難と感じ、今回の適用外証明願いの申請に至ったとのことでした。聞き取り後に現況確認をいたしました。中間に水路があり、水路の北西側は更地になっており、南東側は被災した時のままで草刈りの管理をしているとのことでした。申請地の周辺は東日本大震災の津波による冠水地で、周囲100mほど離れたところに耕作地がありますが、影響はないものと思われま。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何か

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号4番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。4番について報告をします。調査は4月20日、申請地を含めた付近一帯は、災害危険区域となっており、市が買い上げる予定になっているとのことです。このようなことから農地への復旧は困難であるため、適用外申請に至ったとのことです。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号5番について3番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。申請地は竹林の状態でした。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号5番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野八重子です。議案第4号農地法の適用外証明願いの6番について調査報告いたします。4月21日午後2時20分頃、その後、現地の確認をいたしました。杉や雑木が生い茂っていて、現地の東側、北側の山と一体化していました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第5号農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。議案第5号農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。第5回大船渡市農業委員会総会において議決された標記活動点検・評価案及び活動計画案を農業者等に公表し、30日間それらの者からの意見及び要望を募集した内容を加味した標記活動点検・評価案並びに活動計画案を本委員会の会議に付し、議決を求めるものです。農業者等への公開は大船渡市のホームページ上で行われました。その様式は全国で統一されたものです。期間は3月1日から3月31日まで1か月間行なっております。この間、農業者等からの意見はございませんでした。9ページから19ページまでについて所定の変更を加えて公表し県に提出するものです。

変更箇所を説明いたしますので、9ページをお開きください。変更箇所に網掛けをしております。農業者等への公開の際は1月末現在で数字を捉えていたものを3月末、年度末の数字に変更しております、1番の農業委員会の状況、これが平成30年の3月31日現在、1月31日から3月31日現在に変更しております。そして1番の農業の概要、農地台帳面積が452ha、畑が1,277ha。それから合計が1,729haに変更しております。1月末ではこの合計は1,731haだったものです。以上ですね、この農地台帳面積が9ページから19ページまで変更になっております。それ以外ですね、変更について説明いたします。

14 ページをお開きください。農地法第3条に基づく許可基準というところが変更になっています。3月末でとらえた数字に変更になっております。1年間の処理件数は15件に変更になっております。それから下の方の処理日数、期間ですが、平均は20.4日です。それから農地転用に係る事務に関しては1年間の処理件数が77件になっております。処理期間の平均日数は19.8日です。15 ページをお開きください。4番の情報の提供等ですけれども、農地の権利異動等の状況把握について、調査対象、権利移動等件数というのが、これもまた3月末で変更になりまして、3条15件、集積4件、3条の3の届出27件、あわせて46件に変更になっております。とりまとめ時期は30年の3月としております。その下の整備対象農地面積についてはすぐ右下、合計が1,729haに変更しております。次のページをお開きください。次のページですね、1番、事務の実施状況の公表等についてですけれども、総会等の議事録の公表ですけれども、これは信制度に移行して農地利用最適化交付金を受けるわけですけれども、ホームページに公表するという条件がございますので、これは今年の新年とに移行した11月24日からですね、ホームページに公表しているということでございます。現在は11月の分の第1回の分がアップされておりますが、5月末までには3月末まで全部アップされる予定でございます。

そしてですね、先月、古内委員の時、照会があった市内の栽培農地と当市の農地の特徴についてお知らせを願いたいということだったので、皆様にお配りしております資料1をご覧くださいと思います。これによって説明したいと思います。資料1の県内14市の農地面積等、農地台帳面積、農地面積ということになります。これは直近、今までですね、直近ですね、公表してある数字で捉えておりました。グリーンの部分で農地台帳の面積、オレンジの部分で耕地面積、それから青い部分が経営耕地面積、これは所得にしている面積ですね。そのような表示になっております。その下ですけれども、その下の表はですね、農地面積において低い順から3市を選んだ表になっております。それから一番端の右側の方には県平均が記載してございますが、農地面積においては一番低いのは釜石市の1,204ha。それから陸前高田市の1,292ha。大船渡市の1,858ha。これは農地台帳で皆様の農地パトロールの面積とか、それから登記面積です。それで耕地面積はそのようにまた大船渡市、陸前高田市、釜石市、県平均というふうに記載してございます。この表から考えられることとお話ししますと、まずですね、盛岡市と遠野市を除く12市におい手は、農地面積が耕地面積を上回っている。盛岡市と遠野市はなぜ耕地面積が農地台帳面積より多いのかなということで、ちょっと電話でですね、電話で問い合わせたところ、農林業センサスでは市内に経営のうちをもつ方も、その経営面積を記載するというので、例えば盛岡市に住所がある方でも、例えば雫石町とか八幡平に牧場をもっていたり、あとは田を併用していたりということがあられるので、そういうことです。それから大船渡市の特徴ですけれども、大船渡市は農地面積が1,858haで、14市平均の8,239haの4分の1弱となっている。それから耕地面積は農地面積の約4割で、県へ資金の約9割に比べ極端に低く、県内最低

となっている。このことから農業に利用されていない農地が特別多いことを示しているということになりました。それです、これはいつからだろうということで、耕地面積の推移ということの表を作ってみました、耕地面積の推移はですね、上の方が耕作面積が平成 13 年合併当時は 1,050 だったものが、平成 22 年のセンサスでは 933、それから平成 29 年の農地台帳では 700 にまで減っている。それでその農地面積なんですけれども、農地台帳面積は大体平成 21 年度くらいから農地台帳のこのシステムで各市町村が農地台帳システムを利用して整備することになったんですが、そのとらえた面積は平成 22 年、結局震災前からも、やはりこの傾向は変わらなかったと。平成 21 年も 42% くらいが耕地面積になっておりますので、今、被災後の大体 40.2%、若干ですね、非農地判断が少なくなったと。耕作面積は少なくなっておりますが、昔から、震災前から活用されていない農地が多いことは変わらなかったというような結果になりました。それで一番下なんですけれども、農地面積の内訳ですが、これ直近、去年の農地パトロールによる農地面積を出してみました。農地面積の 1,729ha のうち良好と要保全、これをあわせて耕作面積と捉えているんですが、変更が 484ha、要保全が 305ha、その他、これがちょっと多いんですけれども、795ha。そして不良荒廃地、これがいわゆる荒廃農地、遊休農地と言われるものなんですけれども、大体 135ha ということです。それでその他というのはどういうものが考えられるかということ、被災農地や人為的に山林となったのか、それとも荒廃農地となっているのか、区別できないような農地でこの度くくったというふうに考えております。私の方からは以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 5 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号について本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第 5 号農業委員会の適正な事務実施に係る平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については本委員会において原案のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第 7 回総会を閉会いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後 2 時 32 分閉会